

# 田原市パートナーシップ制度



本市では、「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」の実現を目指すため、令和4年4月からパートナーシップ制度を導入します。

## ○田原市パートナーシップ制度とは

一方又は双方が性的少数者である2人が、人生のパートナーであることを市長に宣誓し、市がその宣誓書を受領したことを認める制度です。

## ○パートナーシップ制度の宣誓で可能になること

市営住宅への入居、花束(タハナ)の受け取り

※法的効力がないため、宣誓により戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

しかし、民間のサービスの中には、受領証を提示することで、一定の範囲で家族と同等の取扱いが行われることがあります。詳しくはサービス提供者にご確認ください。(例:携帯電話会社の家族割、生命保険受取人の適用等)

## ○宣誓することができる方

### (1)成年に達していること

満18歳以上の方

### (2)田原市民であること、または転入を予定していること

お二人ともが市内に住所を有していること、または3か月以内に市内への転入を予定していること

### (3)配偶者がいないこと(結婚していないこと)

配偶者(事実婚の関係にある者を含む。)がいる方は、宣誓をすることができません。

### (4)宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にないこと

共に宣誓をしようとするパートナーの他にパートナーシップ関係のある方は、宣誓をすることができません。

### (5)宣誓者同士が近親者でないこと

民法第734条から第736条に定められている婚姻をすることができない関係(直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族)にある方は、宣誓することができません。ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合は宣誓することができますので、事前にご相談ください。(近親者間での養子縁組は対象となりません)

## ○宣誓手続きの流れ

事前予約



宣誓書等提出



内容確認



宣誓書受領証  
発行

宣誓には、事前予約が必要です。

予約のほか、不明な点がございましたら田原市企画課までご連絡ください。

【TEL】0531-23-3507 【メール】kyoudou@city.tahara.aichi.jp

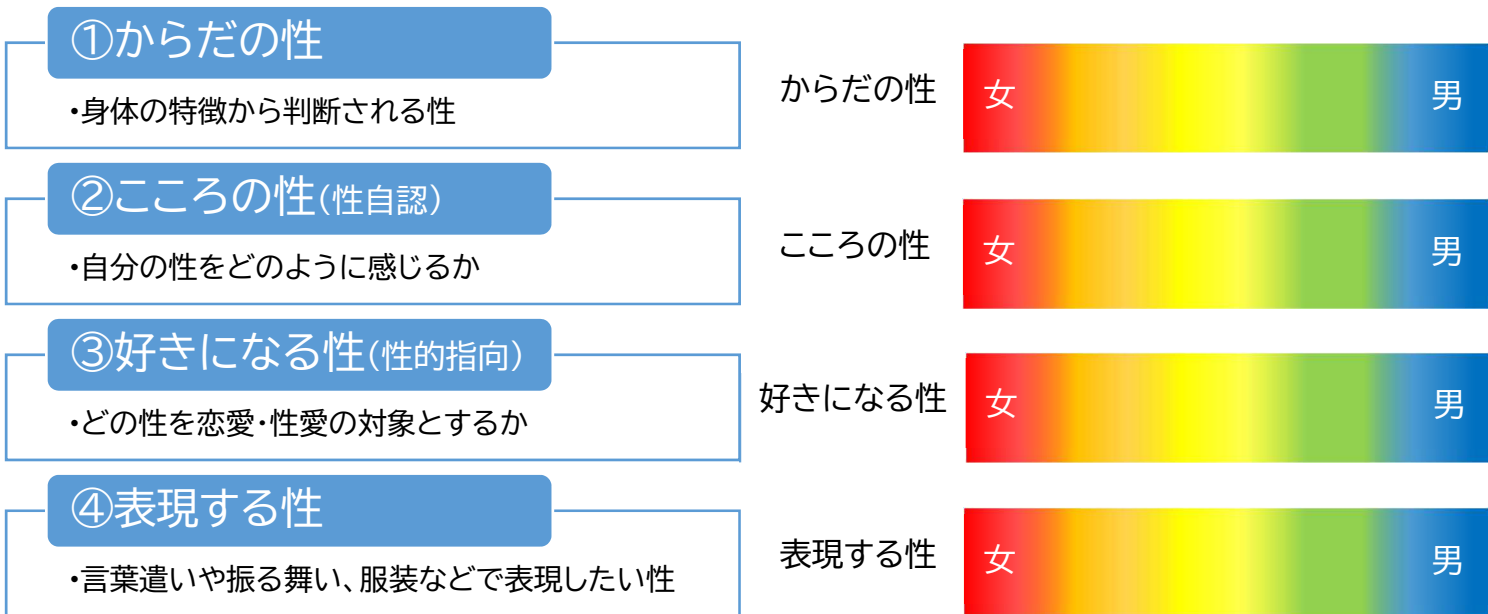
# 性の多様性

## 性のあり方(セクシャリティ)を構成する4つの要素

性のあり方は、次の4つの要素が組み合わせり、形成されるとされています。

人によって組み合わせは様々で、男性・女性とはっきり分けられるものではありません。

そのため、「性のあり方はグラデーション」と言われます。



どちらにも当てはまらない人、どちらか分からない人もいます。

## LGBTQ+とは：性的少数者(セクシャルマイノリティ)を表す総称の1つ

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングの頭文字を組み合わせた言葉に、+(プラス)を付けたものです。他にも、LGBTs など様々な表現があります。

**L**esbian(レズビアン) こころの性が女性で、恋愛対象が女性の人

**G**ay(ゲイ) こころの性が男性で、恋愛対象が男性の人

**B**isexual(バイセクシュアル) 異性も同性も好きになる人

**T**ransgender(トランスジェンダー) 身体と心の性が一致しない人

**Q**uestioning(クエスチョニング) こころの性や好きになる性が男性・女性か決めていない・分からない人

**+**(プラス) 他の多様な性のあり方

約11人に1人がLGBTQ+に該当するという調査(※1)もあります。

(※1)電通ダイバーシティラボ「LGBTQ+調査2020」

【例】アセクシャル:他者に性的興味を持たない人、パンセクシュアル:好きになる相手の性を限定しない人

ソジ・ソギ

**SOGI**とは：

好きになる性(性的指向)

こころの性(性自認)

**S**exual **O**rientation

**G**ender **I**ntity

性的少数者を表す「LGBTQ+」に対して、SOGI はすべての人が持っている「好きになる性」(性的指向)と「こころの性」(性自認)のことを指します。性のあり方は多様であることから、すべてを「LGBTQ+」という言葉で表すことはできません。そのため、最近は「SOGI」という表現が使われる機会が増えています。自分の性のあり方は、多様な性のあり方の一つとして捉えておくことが大切です。